

議第 27 号

## 過疎地域対策諸事業に係る経過措置に関する条例を廃止する条例について

過疎地域対策諸事業に係る経過措置に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

旧小坂町で施行していた小坂町過疎対策条例（昭和 56 年小坂町条例第 22 号）及び小坂町過疎対策条例施行規則（昭和 56 年小坂町規則第 10 号）の内容を、合併後も一定期間は取扱いができるよう経過措置として定められたものであるが、当該経過措置の期間及び返還させることができる期間を経過しているため、当該条例を廃止するもの。

## 過疎地域対策諸事業に係る経過措置に関する条例を廃止する条例

過疎地域対策諸事業に係る経過措置に関する条例(平成 16 年下呂市条例第 25 号)は、  
廃止する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

# 過疎地域対策諸事業に係る経過措置に関する条例を廃止する条例要綱

## 1. 廃止理由

旧小坂町で施行していた小坂町過疎対策条例（昭和 56 年小坂町条例第 22 号）及び小坂町過疎対策条例施行規則（昭和 56 年小坂町規則第 10 号）の規定を、合併後も一定期間は取扱いができるよう経過措置として定められたものでありますが、当該経過措置の期間及び返還させることができる期間を経過しているため、当該条例を廃止するものです。

## 2. 概要

（1） 過疎地域対策諸事業に係る経過措置に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 25 号）を廃止します。

（2） この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）